

岐阜県公報

第二千八百十八号
平成二十九年一月三十一日
(火曜日)

目次

告示

有害興行の指定 (私学振興・青少年課) 四五ハ
 道路の区域変更 (道路維持課) 四六
 道路の供用開始 (同) 四六

公示

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件 (商業・金融課) 四六
 公共測量の実施 (用地課) 四七
 各務原都市計画の図書の縦覧 (都市政策課) 四七

告示

岐阜県告示第三十九号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成二十九年一月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

1 指定興行

種類	題名	等	配給会社名
映画	寸止めヌナツク めす酒場		オーピー映画
	痴漢電車 スン淫夢ごっこ		オーピー映画
	私の妻を抱いてください		新東宝映画
	マタドール (原題) MATADOR		松竹
	セクシリア (原題) LABERINTO DE PASIONES		松竹

2 指定年月日

平成29年1月31日

3 指定理由

著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年一月三十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
一般国道	三百六十号	飛騨市河合町元田字平沢八八〇番一地区地内		後 一三・五 一〇・七	前 一〇・六 一〇・七	一七・四	

岐阜県告示第四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年一月三十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は告示の日）

県道	多治見線	土岐市下石町字西山三〇四番一〇〇地先から	一七・〇	平成 二六・一・三	平成 二六・四・二
市同	町字同	三〇四番			
同	地先まで				

公 示

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十九年一月三十一日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び可児県事務所において縦覧に供する。

平成二十九年一月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 建物の名称及び所在地
（仮称）ケースデンキ可児店
可児市坂戸字落田一三三番地一 外
 - 二 意見の概要
可児市長の意見
騒音の対策について
 - ・ 駐車場の騒音について苦情が出ないように対策をしてください。
 - ・ 荷さばき施設の作業音について苦情が出ないように対策をしてください。
 - ・ 事業所敷地内の自動車の走行音について苦情が出ないように対策をしてください。
- 光害について
- ・ 必要な範囲以内を照明してください。
 - ・ 適正な明るさの照明を設置してください。
 - ・ 居住者への睡眠等の生活の妨げにならないよう、近隣建物への影響を及ぼさないようにしてください。

- ・歩行者、運転者等に対して不快なグレア（眩輝）を与えないようグレアの制限を行ってください。
- ・農作物に障害光を与えないようにしてください。
- その他

- ・事業者起因する苦情が発生した場合は、事業者の責任において適正に対処してください。

- ・隔地駐車場の南東部には市道を挟んで民家がありますので、可児市緑の基本計画の基本方針にある「憩いと快適、安全・安心な市街地の形成」に基づき、騒音等への緩衝帯として中高木の植栽を検討願います。

（届出事項 新設）

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により美濃市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年一月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

美濃市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

平成二十七年九月十六日から
平成二十九年一月十七日まで

四 作業地域

美濃市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条

第二項の規定により美濃市美濃インター前土地区画整理組合理事長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年一月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

美濃市美濃インター前土地区画整理組合

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

平成二十七年九月十六日から
平成二十九年一月十七日まで

四 作業地域

美濃市

各務原都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年一月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

各務原都市計画用途地域

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び各務原市都市建設部都市計画課

平成二十九年一月三十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社